

瑞浪市NET119緊急通報システム利用規約

瑞浪市消防本部（以下「消防本部」という。）が提供する瑞浪市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

1 利用条件

- (1) 対象者は、瑞浪市内に在住で、聴覚機能、言語機能等に障害があり、音声による119番通報が困難な方です。音声による通報が可能な方は、音声による119番通報をご利用ください。
- (2) NET119の利用には、事前に登録が必要です。
- (3) 利用に当たっては、GPS機能を搭載し、インターネットに接続可能なスマートフォン、タブレット端末等（以下「端末」という。）が必要となります。
- (4) 正規の利用者が、第三者によるなりすましのいたずら通報等のトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119は、厳格なセキュリティ対策をとっています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種の端末では、NET119が利用できない場合があります。
- (5) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、「@net119.speecan.jp」ドメインからのメールを受信できるように設定してください。
- (6) NET119は、緊急通報以外には使用しないでください。

2 利用者登録

- (1) 複数の端末をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用者登録に当たっては、通報を受けた消防機関が迅速に対応するための情報として、次の項目の登録が必要になります。
 - ア 氏名（フリガナ）
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所
 - オ メールアドレス
- (3) 通報時に体調不良等の理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができない場合に備え、場所を特定するための情報として、次の項目を登録することができます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保するうえで貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。
 - ア 電話番号
 - イ ファックス番号
 - ウ よく行く場所
 - エ 緊急連絡先氏名及びフリガナ

オ 緊急連絡先の方との続柄

カ 緊急連絡先電話番号、ファックス番号及びメールアドレス

(4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまう際には、緊急連絡先に登録された方へ、居場所等を確認する場合があります。ご家族など、問合せに対応いただける方を登録してください。

(5) 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

(6) 救急隊が搬送先の病院を選定する場合の参考情報として、次の項目を登録することをお勧めします。

ア 持病

イ かかりつけの医療機関

(7) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録内容の変更又は利用停止の手続きを行ってください。

ア 申請した登録内容に変更が生じたとき。

イ 登録メールアドレスの変更をするとき。

ウ NET119の利用を停止するとき。

(8) 登録後に明らかに音声による通報が可能であると消防本部が判断した場合は、登録を取り消すことがあります。

3 個人情報の取扱い

(1) 登録された個人情報は、NET119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

(2) 消防本部の管轄外から通報が行われた場合、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。また、登録された利用者情報も含めて管轄の消防機関へ転送することがあります。

(3) 消防本部から行政機関、医療機関、警察等へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。

(4) 個人情報の開示、訂正、削除等の問合せは、消防本部までご連絡ください。なお、利用停止手続の際に、利用者をご自身の個人情報の削除を別途請求した場合、請求から削除までに一定期間を要します。

(5) 利用停止等に伴う登録削除後においても、通報記録に残される利用者情報、通報内容及び通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。

(6) NET119を運用する消防機関に変更が生じた場合には、変更後のNET119受託事業者に登録情報の引継ぎを行い、従前のNET119受託事業者からは削除します。

4 利用料金

NET119は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

5 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事及びメンテナンス並びに通信電波状況により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前にメールにて通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

6 利用者の責任

利用者は、自己責任においてNET 119を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備及び通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。消防本部は、NET 119について慎重に管理をしますが、利用者がNET 119の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって受けた損害について、損害の原因が消防本部にある場合を除き何ら責任を負わないものとします。

7 禁止事項

利用者は前項に定めるものの他に、NET 119の利用に当たって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、登録を取り消す等の措置をとらせていただく場合があります。

- (1) 法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- (2) 他の利用者、消防本部又は第三者に不利益、損害を与える行為
- (3) 人権侵害、差別行為、これらを助長する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 自殺を誘引又は勧誘する行為
- (6) 虚偽の情報を登録、投稿、送受信する行為
- (7) NET 119の運営を妨害する行為
- (8) NET 119の信用を失墜、毀損させる行為
- (9) その他、消防本部が不適切と判断する行為

8 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作で体験ができます。消防本部に接続されることはありませんので、操作画面上の「練習通報」の表示にご注意いただきご利用ください。
- (2) 利用する端末は、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、メールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には、利用の停止又は登録を取り消すことがあります。

9 問合せ先

瑞浪市消防本部警防課

瑞浪市土岐町112番地の1

電話：0572-68-2001

FAX：0572-66-1080

メールアドレス：mfd.keibouka@city.mizunami.lg.jp